

●通知カードと個人番号カード交付申請書の見本

表

裏

マイナンバーとは

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。マイナンバーは、国や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。マイナンバーは各機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、次のようなメリットをもたらします。

公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。これにより、負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。また、本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。

行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

10月以降に「通知カード」が送付されます

10月からマイナンバー(個人番号)が記載された「通知カード」が、住民票の世帯ごとに簡易書留で送られてきます。

マイナンバーは生涯にわたって使うものです。絶対に捨てないでください。

封筒が届いたら次の書類が入っているか確認してください。

- 「通知カード」、「個人番号カード」の交付申請書
- 申請用の返信封筒
- マイナンバーについての説明書類

※12月までに通知カードが届かなかった場合は、市民生活課市民係までご連絡ください(通知カードが配達されなかった場合は、一定期間市役所で保管しています。市役所でお渡しする際に本人確認等の手続を行いますので、必ず事前にご連絡ください)。

■問合せ 市民生活課市民係 TEL72-1111(内線149)

マイナンバーに関する Q&A



通知カードや個人番号カードを失くしたらどうしたらいいの？

住民票のある市町村の窓口申請すれば、通知カードや個人番号カードの再交付を受けることができます。枕崎市の場合は、市民生活課市民係に申請してください。ただし、再交付手数料として通知カードは500円、個人番号カードは800円(電子証明書の再発行手数料は別途200円)が必要になります。また、再交付されるまでには一定の期間を要します。



自分のマイナンバーを使用するのはどういう時なの？

就職、年金受給、年末調整、福祉手続等に必要です。手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみにマイナンバーを教えないようにしてください。他の手続きのパスワードなどにマイナンバーを使わないでください。



個人情報の漏えいとか、管理は大丈夫？

マイナンバー制度では、「従来に比べ罰則を強化」、「個人情報は今までどおり分散して管理」、「情報にアクセスできる人は制限・管理」、「行政機関間の通信は暗号化」など、制度面やシステム面での措置を講じていて、安心・安全な仕組みとなっています。

